

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道自然環境等保全条例施行規則及び北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (自然環境課)	195
○北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則..... (地域福祉課)	196
○北海道農業災害融資促進規則の一部を改正する規則..... (農業経済課)	196
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (住宅課)	196
告 示	
○一般競争入札の実施..... (子ども未来づくり推進室)	196
○一般競争入札の実施..... (道立病院管理室)	197
○一般競争入札の実施..... (経済部総務課)	200
○肥料の登録..... (農業改良課)	201
○知事権限に係る保安林の指定 (2件)..... (治山課)	201
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	201
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	202
○森林法による通知に代える公示 (2件)..... (治山課)	202
○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等..... (建設情報課)	202
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	203
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	203
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の決定..... (河川課)	203
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課)	204
公 表	
○知事表彰の受賞者..... (人事課)	204
札幌医科大学告示	
○一般競争入札の実施.....	204
道立衛生研究所告示	
○一般競争入札の実施.....	205
道立釧路病院告示	
○一般競争入札の資格に関する公示.....	208
○一般競争入札の実施.....	209

道立中央農業試験場告示	
○一般競争入札の実施.....	211
道立十勝農業試験場告示	
○一般競争入札の実施 (2件).....	212
道立畜産試験場告示	
○一般競争入札の実施.....	214
道立林産試験場告示	
○一般競争入札の実施.....	215
道立北方建築総合研究所告示	
○一般競争入札の実施.....	217
道教育委員会教育長告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	218
道教育庁石狩教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	219
道教育庁檜山教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	221
道教育庁上川教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	222
道教育庁胆振教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	224
道教育庁日高教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	225
道公安委員会告示	
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示.....	227

規	則
北海道自然環境等保全条例施行規則及び北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年2月27日 北海道知事 高橋 はるみ	
北海道規則第7号	
北海道自然環境等保全条例施行規則及び北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正)	

河川や道路へのゴミの不法投棄はやめましょう

北海道知事 高 橋 はるみ

第1条 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第19条第3号エ及び第21条第3号イ中「国立又は」を削る。
第28条中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、第10号を第7号とする。

（北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3章の3に定める」を「国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する」に改め、「国立又は」を削り、同条第5号又中「第2条第8項」を「第2条第10項」に改める。

第21条第6号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改める。

第32条中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、第10号を第7号とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、この規則中雇用・能力開発機構に係る部分は、同年3月1日から施行する。

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第8号

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

北海道福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年北海道規則第144号）の一部を次のように改正する。

第15条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、第13号を第9号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則中雇用・能力開発機構に係る部分は平成16年3月1日から、労働福祉事業団及び環境事業団に係る部分は同年4月1日から施行する。

北海道農業災害融資促進規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年2月27日

北海道規則第9号

北海道農業災害融資促進規則の一部を改正する規則

北海道農業災害融資促進規則（昭和40年北海道規則第103号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「クまで」を「ケまで」に改め、同号イ中「7万円」を「12万円」に改め、同号キ中「農作物共済掛金又は家畜共済掛金」を「農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の掛金」に改め、同号に次のように加える。

ケ アからクまでに掲げるもののほか農業経営に必要な経費の支払に要するもので別に知事が定めるもの

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道農業災害融資促進規則の規定は、平成15年8月9日以後に発生した天災について適用する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第10号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項中「5,431」を「5,491」に改め、同部石狩市の項中「509」を「527」に改め、同部夕張市の項中「148」を「136」に改め、同部滝川市の項中「341」を「283」に改め、同部帯広市の項中「950」を「926」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第203号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
(1) 委託業務の名称 「北海道母子家庭等自立促進計画」冊子制作業務

- (2) 委託業務の仕様 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成16年3月31日まで
- (4) 成果品納入期日 平成16年3月31日(水)
- (5) 成果品納入場所 北海道保健福祉部子ども未来づくり推進室
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成16年2月1日現在において、引き続き2年以上印刷業を営んでいること。
- (5) 営業の拠点(本・支店を問わない。)を道内に有していること。
- 3 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申請の時期 平成16年2月27日(金)から3月3日(水)まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- (3) 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部子ども未来づくり推進室
- (4) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所 3の(3)に同じ。
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎6階保健福祉部1号会議室
- (2) 入札日時 平成16年3月9日(火)午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの規定による。
- 7 郵便等による入札

- 郵便等又は電報並びに電子情報処理組織による入札は、認めない。
- 8 契約書作成の要否
要
- 9 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3の(3)に同じ。
- (2) 交付日時 平成16年2月27日(金)から3月3日(水)まで(午前9時から午後5時まで)
- (3) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 10 落札者の決定方法
政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 11 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道保健福祉部子ども未来づくり推進室
イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 25-777
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第204号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
平成16年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（調達予定数量）

次の調達をする物品又はこれと同等の品質を有する同規格単位のもの1箱当たりの単価

アリセプト錠5mg（5mg 56T×34/箱）ほか106品目（別表のとおり）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成16年4月1日から平成16年9月30日

(4) 納入場所 北海道立江差病院ほか8病院（別途指示する場所）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等競争入札参加資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく医薬品の一般販売業（卸売一般販売業）の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請時期 平成16年2月27日から3月5日まで

イ 申請方法 提出先の指示により作成した関係書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部道立病院管理室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎6階保健福祉部1号会議室（送付による場合は、郵便番号060-8588 北海道保健福祉部道立病院管理室）

(2) 入札日時 平成16年3月16日 午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

(1) 郵便等による入札を認める。ただし、再度入札は、認めない。

(2) 電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 その他

(1) 入札者に求められる義務

入札希望者が本告示と同等の品質を有する同規格単位のもので入札しようとする場合は、(2)に定める当該医薬品に係る有効性等の資料及び製材見本を入札の前日までに提出しなければならない。入札希望者の作成した資料は、契約担当者が審査するものとし、(3)に定める審査基準に照らした結果、採用可能と判断された場合のみ当該入札を落札決定の対象とする。

なお、入札希望者は、入札の前日までの間において、契約担当者から当該医薬品の有効性及び安全性等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 医薬品の有効性に関する資料

ア 組成、効能・効果及び用法・用量等に関する資料

イ 安全性に関する資料

ウ 吸収、分布、代謝及び排泄に関する資料

(3) 審査基準

入札希望者が入札に付そうとする医薬品の有効性及び安全性等について、提出された資料に基づき審査し、本告示と同等の品質を有する同規格単位と判断されたものを採用可能とする。

(4) 開札の時のにおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部道立病院管理室
イ 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 25-869

(7) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(8) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 詳細は、入札説明書による。

別表

品名	規格	容量	単位	調達予定数量	調達単位	
						物 品 の 名 称 等
1	アリセプト錠5mg	5mg	56	T	34	箱
2	オバルモン錠	5mg	210	同	64	同
3	ガスターD錠20mg	20mg	500	同	28	同
4	ガスター錠20mg	20mg	1,000	同	23	同
5	ガスマチン錠5mg	5mg	1,000	同	18	同
6	キネダック錠	50mg	500	同	16	同
7	クラビット錠	100mg	420	同	42	同
8	グリベックカプセル	100mg	120	P	10	同
9	クレメジン細粒	2g	84	包	38	同
10	ジブレキサ錠10mg	10mg	100	T	23	同
11	同	10mg	1,000	同	9	同
12	ジルテック錠10	10mg	100	同	34	同
13	タケブロンカプセル30	30mg	100	P	20	同
14	ティーエスワンカプセル20	20mg	140	同	8	同
15	ドブスカプセル100	100mg	500	同	18	同
16	ドルナー錠20mg	20mg	500	T	26	同
17	ノルバスク錠5mg	5mg	500	同	24	同
18	バキシル錠10mg	10mg	500	同	15	同
19	パナルジン錠	100mg	1,000	同	22	同
20	ハルナール0.2mgカプセル	0.2mg	140	P	28	同
21	フオイバン錠	100mg	500	T	20	同
22	ベイスン錠0.3	0.3mg	500	同	22	同
23	ムコスタ錠100	100mg	500	同	126	同
24	メチコパール錠500mg	0.5mg	500	同	102	同
25	同	0.5mg	1,000	同	32	同
26	メバロチン錠10	10mg	500	同	12	同
27	ユーエフティ		120	P	30	同
28	ラコール	200ML	24	B	216	同
29	リスパダール細粒1%	1%	100	g	21	同
30	リビートル錠10mg	10mg	500	T	18	同
31	ルーラン錠	8mg	1,000	同	31	同
32	レンドルミン錠	0.25mg	500	同	62	同
33	ロキソニン錠	60mg	1,000	同	34	同
34	ロヒプノール錠2	2mg	500	同	67	同

35	アイソボリン注25mg	25mg	10	V	130	同
36	アミノトリバ1号	850ML	10	キット	80	同
37	アルツ ディスポ	1% 2.5ML	10	筒	420	同
38	イノバン注	100mg 5ML	10	A	256	同
39	エスポー注射液3000	3,000IU 2ML	10	V	118	同
40	同 皮下用6000	6,000IU 0.5ML	1	A	120	同
41	エフオーワイ500 [注射用]	500mg	10	V	22	同
42	エボジンS12000シリンジ	12,000IU 0.5ML	1	筒	212	同
43	同 1500シリンジ	1,500IU 0.5ML	10	同	188	同
44	同 3000シリンジ	3,000IU 0.5ML	10	同	218	同
45	同 6000	6,000IU 0.5ML	10	A	10	同
46	同 750シリンジ	750IU 0.5ML	10	筒	82	同
47	エルシトニン注20S	20U 1ML	10	A	113	同
48	エンサン (塩酸)モルヒネ注射液	1% 1ML	10	同	234	同
49	同	1% 5ML	10	同	60	同
50	オムニスキャンシリンジ	32.3% 10ML	5	筒	19	同
51	オムニパーク300	64.71% 100ML	5	V	70	同
52	同 シリンジ	64.71% 100ML	5	筒	188	同
53	カイトリル注射液	3.0mg 3ML	5	A	44	同
54	ガスター注射用20mg	20mg	50	同	110	同
55	カルベニン点滴用0.5g	500mg	10	V	79	同
56	キョウリョク ネオミノファーゲンシー	20ML	30	A	358	同
57	キングリー液AF-2号	9L	1	V	2,272	同
58	同 AF-3号	6L	1	同	820	同
59	グランシリンジ150mg	150mg	1	同	78	同
60	同 75mg	75mg	1	同	204	同
61	グルカゴンG・ノボ [注射用]	1mg	1	同	444	同
62	ケンケツヴェノグロブリン-IHヨシトミ	2.5g 50ML	1	同	232	同
63	ザンタック注射液	2.5% 4ML	10	A	360	同
64	ジェムザール注射用1g	1g	1	V	34	同
65	同 200mg	200mg	1	同	176	同
66	スルベラゾン静注用1g	1g	10	同	164	同
67	同 キット	1g	10	キット	186	同
68	セイリシヨクエンエキ	100ML	10	V	1,751	同
69	同 「扶桑」	1L	10	同	568	同
70	セイリ溶解液キットH	100ML	10	キット	1,122	同
71	ソビラックス [点滴静注用]	250mg	5	V	44	同
72	ソル・メドロール125	125mg	5	同	132	同
73	同 500	500mg	5	同	72	同
74	タキソール注	100mg 16.7ML	1	同	94	同
75	ダラシンS注射液	600mg	10	A	183	同
76	チエナム点滴用	500mg	10	キット	100	同
77	ディブリバン注 [1%]	500mg 50ML	1	V	1,304	同
78	ドブトレックス注射液100mg	100mg	10	A	112	同
79	トボテシン注	100mg 5ML	1	V	46	同
80	ナファモスタット50	50mg	10	同	106	同
81	ネオベリドール注100	100mg 1ML	10	A	56	同
82	バンスボリン静注用1g	1g	10	V	164	同
83	同 バッグS	1g	10	キット	132	同
84	ハンプ注射用1000	1,000mg	10	V	160	同
85	ファーストシン静注用1g	1g	10	同	118	同
86	ファンガード点滴用50mg	50mg	10	同	62	同
87	フサン [注射用]	10mg	10	同	54	同
88	フルデカシン注25mg	25mg 1ML	5	同	322	同
89	フルマリンキット静注用1g	1g	10	キット	132	同
90	ベルジピン注射液10mg	10mg 10ML	10	A	224	同
91	ベントシリン注射用1g「トヤマ」	1g	10	V	296	同

92	マスキュラックス静注用	4 mg	10	A	166	箱
93	同 10mg	10mg	10	V	110	同
94	ミノマイシン【点滴静注用】	100mg	10	同	202	同
95	ミラクリッド	50,000 U	10	同	76	同
96	モダシン静注用【タナベ】	1 g	10	同	176	同
97	ユニカリックN【タナベ】	1 L	10	B	78	同
98	ランダ注	10mg 20ML	1	V	222	同
99	リユープリン注射用1.88	1.88mg	1	キット	60	同
100	ローモリン注	5,000 I U	10	A	70	同
101	ロセフィン静注用 1 g	1 g	10	V	82	同
102	セボフレン（丸石）		250	ML	94	同
103	ヒーロン	1 % 0.85ML	1	筒	104	同
104	フランドルテープS	40mg	350	入	38	同
105	ヘキザック水W【0.02%】	0.02% 500ML	20	V	208	同
106	ホクナリンテープ 2 mg	2 mg	70	枚	106	同
107	メッキン（滅菌）精製水	500ML	1	入	10,200	本

北海道告示第205号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 125台

（内訳）ノート型 40台

デスクトップ型 85台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成16年3月29日（月）

(4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能なこと。

(4) 北海道に事業所を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部総務課

4 入札執行の場所

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館3階経済部2号会議室

(2) 入札日時 平成16年3月8日（月）午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除及び納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成16年3月3日（水）

(2) 提出場所 3に同じ。

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道経済部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 127

- (4) この入札の執行は、公開する。
(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第206号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。
平成16年2月27日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分(%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	住所	
北海道第2865号	魚廃物加工肥料	7.0クラブ フィッシュ	窒素全量 7.0 りん酸全量 3.0	含有を許される有害成分の 最大量は公定規格のとおり	株式会社カタ クラブーズ	稚内市はまなす 4丁目9番12号	平成16.2.20

北海道告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。
平成16年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 虻田郡豊浦町字青山1（次の図面に示す部分に限る。）
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第208号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。
平成16年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 勇払郡穂別町字長和472の1（次の図面に示す部分に限る。）
2 指定の目的 干害の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第209号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成16年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 中川郡幕別町字弘和486の1（次の図面に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解除の理由 農道用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町美原67の20（次の図面に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解除の理由 農道用地とするため
3(1) 解除予定保安林の所在場所 標津郡中標津町字養老牛441（次の図面に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第210号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 河西郡更別村上更別647（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第211号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定による保安林の指定の解除の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を八雲町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年1月13日北海道告示第35号のとおりである。

平成16年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

山越郡八雲町入沢408の3所在の森林について所有権を有する溝口雄次郎

山越郡八雲町入沢442の25所在の森林について所有権を有する中村吉勝

山越郡八雲町入沢442の39から442の41まで所在の森林について所有権を有する安藤信子

北海道告示第212号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を大成町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年1月27日北海道告示第85号のとおりである。

平成16年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

久遠郡大成町字平浜257の2所在の森林について所有権を有する佐藤由吉

久遠郡大成町字平浜612、613の1、613の2所在の森林について所有権を有する織田政孝

久遠郡大成町字平浜612、613の1、613の2所在の森林について所有権を有する織田政智

北海道告示第213号

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、北海道知事に対して行う経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を次のとおり定め、平成16年4月1日から施行する。

なお、平成7年北海道告示第58号（経営事項審査の申請）は、廃止する。

平成16年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 申請又は請求の時期及び方法

(1) 申請及び請求の時期

通年（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、毎年12月29日から同月31日まで、1月2日及び3日は除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 申請及び請求の方法

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求をしようとする者は、原則として申請する日時を事前に主たる営業所の所在地を管轄する支庁へ申し込むこと。

なお、郵送による申請は受け付けない。

2 申請及び請求先

石狩支庁経済部建設指導課 札幌市中央区北3条西7丁目

渡島支庁経済部建設指導課 函館市美原4丁目6-16

檜山支庁経済部建設指導課 檜山郡江差町字陣屋町336-3

後志支庁経済部建設指導課 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

空知支庁経済部建設指導課 岩見沢市8条西5丁目

上川支庁経済部建設指導課 旭川市永山6条19丁目

留萌支庁経済部建設指導課 留萌市住之江町2丁目1-2

宗谷支庁経済部建設指導課 稚内市末広4丁目2-27

網走支庁経済部建設指導課 網走市北7条西3丁目

胆振支庁経済部建設指導課 室蘭市幸町9-11

日高支庁経済部建設指導課 浦河郡浦河町栄丘東通56

十勝支庁経済部建設指導課 帯広市東3条南3丁目

釧路支庁経済部建設指導課 釧路市浦見2丁目2-54

根室支庁経済部建設指導課 根室市常盤町3丁目28

3 申請又は請求に係る申請書及び添付書類等

(1) 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書

(2) 規則別記様式第2号の2による工事経歴書

(3) 規則別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。）

(4) その他審査に必要とする書類

4 申請及び請求の手数料

(1) 手数料

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る手数料は、北海道建設部手数料条例で定める額

(2) 納付方法

北海道収入証紙を審査手数料証紙ちょう付書にはり付けること。

5 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果の通知及び総合評定値の通知は、規則別記様式第25号の12により、申請者あてに郵送する。

6 この告示に関する問い合わせ先

北海道建設部建設管理室建設情報課 札幌市中央区北3条西6丁目 電話011-231-4111

北海道告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 恵庭岳公園線 北海道札幌土木現業所	恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署5176林班に小班地先から恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署5176林班に小班地先まで	平成16. 3. 1
道道 然別余市線 北海道小樽土木現業所	余市郡余市町山田町725番4地先から余市郡余市町山田町570番1地先まで	同 16. 2. 27
道道 渡島吉岡停車場線 北海道函館土木現業所	松前郡福島町字吉岡728番2地先から松前郡福島町字吉岡688番7地先まで	同
道道 遠別中川線 北海道留萌土木現業所	天塩郡遠別町字清川307番10地先から天塩郡遠別町字清川1210番地先まで	同
道道 稚内幌延線 北海道留萌土木現業所	天塩郡幌延町字北進439番1地先から天塩郡幌延町字北進388番3地先まで	同
道道 問寒別停車場下国府線 北海道留萌土木現業所	天塩郡天塩町字下コクネップ3327番1地先から天塩郡天塩町字下コクネップ3338番1地先（河川敷地）まで 天塩郡天塩町字下コクネップ3334番1地先から天塩郡天塩町字下コクネップ3338番1地先まで	同
道道 六志内西雄信内線 北海道留萌土木現業所	天塩郡天塩町字ルークシュナイ留萌北部森林管理署1006林班へ小班地先から天塩郡天塩町字ルークシュナイ留萌北部森林管理署1006林班へ小班地先まで	同

道道 上問寒幌延停車場線 天塩郡幌延町3条南1丁目1番地先から 同
北海道留萌土木現業所 天塩郡幌延町1条南1丁目5番1地先まで

北海道告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等の重複区間
雨竜旭川線 北海道旭川土木現業所	士別市温根別町2480番2地先から士別市温根別町2514番1地先まで	前	17.00mから18.00mまで	220.00m	—
		前	18.30mから32.00mまで	220.00m	—
		後	18.30mから32.00mまで	220.00m	—
温根別剣淵停車場線 北海道旭川土木現業所	上川郡剣淵町字剣淵原野4405番2地先から上川郡剣淵町字剣淵原野4521番1地先まで	前	15.60mから18.00mまで	280.00m	—
		前	22.60mから30.30mまで	280.00m	—
		後	22.60mから30.30mまで	280.00m	—

北海道告示第216号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 河川の名称 二級河川厚真川水系厚真川
- 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 河川管理施設の位置 勇払郡厚真町京町146番1地先から同町171番1地先まで
- 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 勇払郡厚真町長 藤原 正幸
住所 勇払郡厚真町京町120番地

(5) 管 理 の 内 容	ア 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕 イ 原則として道路専用施設に係る災害復旧
(6) 管 理 期 間	平成16年2月27日から道路の存続する日まで
2(1) 河 川 の 名 称	二級河川厚真川水系厚真川
(2) 河川管理施設の名称又は種類	左岸堤防
(3) 河 川 管 理 施 設 の 位 置	勇払郡厚真町新町100番1地先から同町217番1地先まで
(4) 管理を行う者の氏名及び住所	氏名 道路管理者 勇払郡厚真町長 藤原 正幸 住所 勇払郡厚真町京町120番地
(5) 管 理 の 内 容	ア 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕 イ 原則として道路専用施設に係る災害復旧
(6) 管 理 期 間	平成16年2月27日から道路の存続する日まで

北海道告示第217号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成16年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項西神楽農業協同組合の事項、多寄農業協同組合及び士別農業協同組合を削り、同項東神楽農業協同組合の事項を次のように改める。

東神楽農業協同組合	昭和34年6月8日	東神楽農業協同組合
		同 西神楽支店
		同 旭川支店
		同 千代ヶ岡支店

2 売りさばき人の項美瑛町農業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。
北ひびき農業協同組合 平成16年2月1日 北ひびき農業協同組合上土別支所

	同	温根別支所
	同	和寒基幹支所
	同	多寄基幹支所
	同	朝日基幹支所
2 売りさばき人の項和寒町農業協同組合の事項、剣淵農業協同組合、天塩朝日農業協同組合を及び北日高農業協同組合の事項を削り、同項平取農業協同組合の事項中「同 振内支所」を「同 振内支所 同日高支所」に改め、同項西春別農業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。		
石狩湾漁業協同組合	平成16年1月5日	石狩湾漁業協同組合本所
		同 石狩支所
2 売りさばき人の項石狩漁業協同組合の事項及び厚田漁業協同組合の事項を削る。		

公 表

北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成16年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道科学技術賞

市(区)町村名	氏名又は団体名	功績の内容
札幌市中央区	新津 洋司郎	科学技術功労
同 豊平区	山科 俊郎	同
同 南区	北海道科学の祭典実行委員会	同

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第20号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成16年2月27日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量並びに納入期日

ア 会議用テーブル	40台	平成16年3月29日(月)
イ 蛍光測定装置	一式	同

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課入札室
- (2) 入札日時
ア 会議用テーブル 平成16年3月8日（月）午前11時
イ 蛍光測定装置 同 午前11時10分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否

- 要
- 10 入札参加申込書の提出期限及び場所
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提出期限 平成16年3月5日（金）
- (2) 提出場所 3に同じ。
- 11 その他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 札幌医科大学事務局管財課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2254
- (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

道立衛生研究所告示

北海道立衛生研究所告示第2号

次により一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月27日

北海道立衛生研究所長 本間 寛

1(1) 入札に付する事項

- ア 調達をする役務の名称及び数量
北海道立衛生研究所庁舎及び構内敷地清掃業務一式
- イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
 エ 履 行 場 所 札幌市北区北19条西12丁目
 北海道立衛生研究所 庁舎
 同 構内敷地

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ウ 平成14年1月1日以降、資格審査の申請をする日までに道から一般競争入札において庁舎等清掃業務の受注実績がある場合には、契約の履行に関して改善命令等を受けていないこと。
- エ 北海道内に本社又は営業所等事業所を有していること。
- オ 資本金の額が1,000万円以上又は清掃員を常時30人以上雇用していること。
- カ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、国又は地方公共団体と1の(1)のイに定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので入札に参加しようとする者は、(ア)から(オ)までの定めるところにより、(2)のウからカまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- (ア) 申 請 の 時 期 平成16年2月27日（金）から3月11日（木）まで
- (イ) 受 付 時 間 午前9時から午後5時まで
- (ウ) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- (エ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目
北海道立衛生研究所企画総務部総務課
- (オ) 申請書類の提出方法 持参提出するものとし、郵送等は、認めない。

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 札幌市北区北19条西12丁目
北海道立衛生研究所管理棟2階講堂

イ 入 札 日 時 平成16年3月22日（月）午前10時
 ウ 開 札 場 所 アに同じ。
 エ 開 札 日 時 イに同じ。

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする役務の名称及び数量

北海道立衛生研究所、北海道環境科学研究センター、北海道立工業試験場、北海道立地質研究所の庁舎及び構内警備業務一式

イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

エ 履 行 場 所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所、北海道環境科学研究センター、北海道立工業試験場、北海道立地質研究所庁舎及び構内

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ウ 札幌市内に本店を有していること。
- エ 資本金の額が1,000万円以上又は施設警備員を常時40人以上雇用していること。
- オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、国又は地方公共団体と2の(1)のイに定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので入札に参加しようとする者は、(ア)から(オ)までの定めるところにより、(2)のウからオまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- (ア) 申 請 の 時 期 平成16年2月27日（金）から3月11日（木）まで
- (イ) 受 付 時 間 午前9時から午後5時まで
- (ウ) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- (エ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目
北海道立衛生研究所企画総務部総務課
- (オ) 申請書類の提出方法 持参提出するものとし、郵送等は、認めない。

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- (4) 契約条項を示す場所 1の(4)に同じ。
- (5) 入札執行の場所及び日時
- ア 入 札 場 所 札幌市北区北19条西12丁目
北海道立衛生研究所管理棟 2階講堂
- イ 入 札 日 時 平成16年3月22日(月)午前11時
- ウ 開 札 場 所 アに同じ。
- エ 開 札 日 時 イに同じ。
- 3(1) 入札に付する事項
- ア 調達をする役務の名称及び数量
北海道立衛生研究所のボイラー等の運転及び保守点検業務一式
- イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- エ 履 行 場 所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- ア 平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ウ 北海道内に本社又営業所等事業所を有していること。
- エ 3の(1)のアにおいて1級ボイラー技士を常時3名以上雇用し、かつ、その者は甲種危険物取扱者又は乙種4類危険物取扱者であること。
- オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度(当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分)の決算において、国又は地方公共団体と3の(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査
- ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので入札に参加しようとする者は、(ア)から(オ)までの定めるところにより、(2)のウからオまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- (ア) 申 請 の 時 期 平成16年2月27日(金)から3月11日(木)まで
- (イ) 受 付 時 間 午前9時から午後5時まで
- (ウ) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- (エ) 申請書類の提出先 郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目
北海道立衛生研究所企画総務部総務課

- (オ) 申請書類の提出方法 持参提出するものし、郵送等は、認めない。
- イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- (4) 契約条項を示す場所 1の(4)に同じ。
- (5) 入札執行の場所及び日時
- ア 入 札 場 所 札幌市北区北19条西12丁目
北海道立衛生研究所管理棟 2階会議室
- イ 入 札 日 時 平成16年3月22日(月)午後1時30分
- ウ 開 札 場 所 アに同じ。
- エ 開 札 日 時 イに同じ。
- 4 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。
- 5 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 1の(4)に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 6 郵便等による入札
郵便等、電報又は電子による入札は、認めない。
- 7 最低制限価格
設定している。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているため、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲以内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目
電話番号 011 - 747 - 2713

- (4) この広告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

道 立 釧 路 病 院 告 示

北海道立釧路病院告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年2月27日

北海道立釧路病院長 田 中 久 史

1(1) 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において北海道立釧路病院が締結しようとする1の(1)のイに定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、1の(1)のイに定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、1の(1)のウに定めるものとする。

ア 契 約 平成16年2月27日に一般競争入札の公告を行う北海道立釧路病院庁舎清掃業務委託契約

イ 資 格 北海道立釧路病院庁舎清掃業務委託に関する資格（以下「資格」という。）

ウ 役 務 の 種 類 北海道立釧路病院庁舎清掃業務委託

(2) 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 平成16年2月1日現在において引き続き2年以上建築物の清掃事業を営んでいること。

エ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

オ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

カ 北海道内に事業所を有すること。

(3) 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、(2)に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

(4) 資格審査の申請の時期及び方法

ア 申 請 の 時 期 平成16年2月27日から3月8日まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

(ア) 提出先の名称 北海道立釧路病院庶務課

(イ) 提出先の所在地 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号

(5) 資 格 審 査 の 再 申 請

ア 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(ア) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

(イ) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(ウ) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

イ 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、(4)のイの申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(6) 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

ア 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認められた旨の通知があった日から(1)のアに定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

イ 有効期間の更新

資格は(1)のアに定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

(7) 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

ア (2)に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

イ 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

2(1) 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において北海道立釧路病院が締結しようとする2の(1)のアに定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、2の(1)のイに定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、2の(1)のウに定めるものとする。

ア 契 約 平成16年2月27日に一般競争入札の公告を行う北海道立釧路病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務委託契約

イ 資 格 北海道立釧路病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務委託に関する資格（以下「資格」という。）

ウ 役 務 の 種 類 北海道立釧路病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務委託

(2) 資格要件

次のいずれにも該当すること。

ア 1の(2)のア及びイに同じ。

イ 平成16年2月1日現在において引き続き2年以上病院の警備及び事務当直代行並びに電話交換事業を営んでいること。

ウ 1の(2)のウからカまでに同じ。

(3) 資格要件の特例 1の(3)に同じ。

(4) 資格審査の申請の時期及び方法

ア 申 請 の 時 期 平成16年2月27日から3月8日まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより

行わなければならない。

(ア) 提出先の名称 北海道立釧路病院庶務課

(イ) 提出先の所在地 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号

(5) 資格審査の再申請 1の(5)に同じ。

(6) 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1の(6)に同じ。

(7) 資格の喪失

資格を有する者が、(2)に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立釧路病院告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月27日

北海道立釧路病院長 田 中 久 史

1(1) 入札に付する事項

ア 調達をする役務の名称及び数量 北海道立釧路病院庁舎清掃業務 一式

イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

エ 履 行 場 所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道立釧路病院告示第3号の1に規定する北海道立釧路病院庁舎清掃業務委託に関する資格を有すること。

(3) 契約条項を示す場所

北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院庶務課

(4) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院5階会議室（送付による場合は、郵便番号085-0805 北海道立釧路病院庶務課）

イ 入 札 日 時 平成16年3月15日 午前10時30分（送付による場合は、必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(5) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付する。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は地方自治法施行令第167条の7及び北海道

財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147号から第150条までの定めるところによる。

- (6) 郵便等による入札
 - ア 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は、認めない。
 - イ 電報による入札は、認めない。
- (7) 電子入札の可否
 - 否
- (8) 入札説明書の交付に関する事項
 - ア 交付場所 1の(3)に同じ。
 - イ 交付方法 アの場所で交付する。
- (9) 落札者の決定方法
 - ア この入札は、最低制限価格を設定している。
最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。
 - イ 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- (10) 契約書作成の要否
 - 要
- (11) そ の 他
 - ア 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

2(1) 入札に付する事項

- ア 調達をする役務の名称及び数量
北海道立釧路病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務 一式
 - イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
 - ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
 - エ 履行場所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院庁舎
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格
平成16年北海道立釧路病院告示第3号の2に規定する北海道立釧路病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務委託に関する資格を有すること。
 - (3) 契約条項を示す場所
北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院庶務課
 - (4) 入札執行の場所及び日時
 - ア 入札場所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院5階会議室（送付による場合は、郵便番号 085 - 0805 北海道立釧路病院庶務課）
 - イ 入札日時 平成16年3月15日 午前11時（送付による場合は、必着）
 - ウ 開札場所 アに同じ。
 - エ 開札日時 イに同じ。
 - (5) 入札保証金 1の(5)に同じ。
 - (6) 郵便等による入札 1の(6)に同じ。
 - (7) 電子入札の可否 否
 - (8) 入札説明書の交付に関する事項
 - ア 交付場所 2の(3)に同じ。
 - イ 交付方法 アの場所で交付する。
 - (9) 落札者の決定方法 1の(9)に同じ。
 - (10) 契約書作成の要否 要
 - (11) そ の 他 1の(11)に同じ。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道立釧路病院庶務課
 - (2) 所 在 地 郵便番号 085 - 0805 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号
電話番号 0154 - 91 - 2121
- 4 この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
5 この入札の執行は、公開する。
6 詳細は、入札説明書による。

道立中央農業試験場告示

北海道立中央農業試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月27日

北海道立中央農業試験場長 下野勝昭

1(1) 入札に付する事項

ア 調達をする役務の名称及び数量

北海道立中央農業試験場庁舎等警備業務 一式

イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで。

エ 履行場所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場庁舎及び北海道岩見沢市上幌向町216番地2 北海道立中央農業試験場岩見沢試験地庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする役務の名称及び数量

北海道立中央農業試験場庁舎等清掃業務 一式

イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

エ 履行場所

(ア) 夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場庁舎等

(イ) 岩見沢市上幌向町216番地2 北海道立中央農業試験場岩見沢試験地庁舎等

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3(1) 入札に付する事項

ア 調達をする役務の名称及び数量

北海道立中央農業試験場庁舎及び温室暖房業務 一式

イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで。ただし、平成16年5月11日から10月14日までの期間は除く。

エ 履行場所 夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場庁舎及び温室

(2) 入札に参加する者に必要な資格

ア 平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

4 契約条項を示す場所

北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場講堂

(2) 入札日時 平成16年3月19日 午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号

北海道立中央農業試験場総務部総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 最低制限価格

設定している。

10 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要
 12 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立中央農業試験場総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
 電話番号 01238 - 9 - 2280

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道立十勝農業試験場告示

北海道立十勝農業試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月27日

北海道立十勝農業試験場長 尾 崎 政 春

1(1) 入札に付する事項

- ア 調達をする役務の名称及び数量
 北海道立十勝農業試験場庁舎等警備業務委託 一式
- イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- エ 履 行 場 所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
 北海道立十勝農業試験場庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。

- ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

2(1) 入札に付する事項

- ア 調達をする役務の名称及び数量
 北海道立十勝農業試験場庁舎等清掃業務委託 一式
- イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- エ 履 行 場 所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
 北海道立十勝農業試験場庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道河西郡芽室町新生南9線2番地 北海道立十勝農業試験場総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
 北海道立十勝農業試験場大会議室
- (2) 入 札 日 時 平成16年3月24日（水）午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
 北海道立十勝農業試験場総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているため、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否 要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成16年3月15日（月）
- (2) 提出場所 郵便番号 082 - 0071 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場総務課

11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道立十勝農業試験場総務課
イ 所在地 郵便番号 082 - 0071 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
電話番号 0155 - 62 - 9821
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立十勝農業試験場告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月27日

北海道立十勝農業試験場長 尾崎政春

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立十勝農業試験場ボイラー管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで（ただし、平成16年6月1日から9月30日までの期間を除く。）
- (4) 履行場所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) ボイラー技士を常時3名以上（1級資格者を1名以上含む。）代務者を1名以上雇用していること。

3 条件付き一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年2月27日（金）から3月15日（月）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 082 - 0071 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場総務課

- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道河西郡芽室町新生南9線2番地 北海道立十勝農業試験場総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場大会議室
- (2) 入札日時 平成16年3月24日（水）午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167号の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているため、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道立十勝農業試験場総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 082 - 0071 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
電話番号 0155 - 62 - 9821

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

道立畜産試験場告示

北海道立畜産試験場告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月27日

北海道立畜産試験場長 田村千秋

1(1) 入札に付する事項

- ア 調達をする役務の名称及び数量
北海道立畜産試験場庁舎等清掃業務 一式
- イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- エ 履行場所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 契約の条項を示す場所

北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 北海道立畜産試験場総務部総務課

(4) 入札執行の場所及び日時

- ア 入 札 場 所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場講堂
- イ 入 札 日 時 平成16年3月17日（水）午後1時30分
- ウ 開 札 場 所 (1)に同じ。
- エ 開 札 日 時 (2)に同じ。

2(1) 入札に付する事項

- ア 調達をする役務の名称及び数量 北海道立畜産試験場庁舎等警備業務 一式
- イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- エ 履行場所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地他
北海道立畜産試験場庁舎及び付属施設

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 契約の条項を示す場所
1の(3)に同じ。

(4) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場講堂

イ 入札日時 平成16年3月17日(水)午後2時30分

ウ 開札場所 (1)に同じ。

エ 開札日時 (2)に同じ。

3 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

4 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 1の(3)に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

5 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。

6 落札者の決定方法

(1) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(2) 最低制限価格の設定
最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。

7 契約書作成の要否
要

8 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成16年3月10日(水)

(2) 提出場所 郵便番号 081-0038 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地

北海道立畜産試験場総務部総務課

9 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札の参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 1の契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立畜産試験場総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 081-0038 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
電話番号 01566-4-5321 内線 2210

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(6) 入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。

道立林産試験場告示

北海道立林産試験場告示第1号
次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
平成16年2月27日
北海道立林産試験場長 齋藤勝次

1(1) 入札に付する事項

ア 調達をする役務の名称及び数量
北海道立林産試験場警備業務 一式

イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

エ 履 行 場 所 北海道旭川市西神楽1線10号 北海道立林産試験場庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 旭川市、深川市、美瑛町又は東神楽町に本社、支社又は営業所等営業拠点を有していること。

エ 当該地域の営業拠点において警備員を15名以上雇用し、かつ、警備員にボイラー技士免許取得者又はボイラー取扱講習修了者を3名以上有していること。

オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、1の(2)のウからオまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申 請 の 時 期 平成16年2月27日（金）から3月12日（金）まで

(イ) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 071 - 0198 北海道旭川市西神楽1線10号
北海道立林産試験場総務部総務課総務係

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

北海道旭川市西神楽1線10号 北海道立林産試験場総務部総務課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道旭川市西神楽1線10号 北海道立林産試験場講堂

イ 入 札 日 時 平成16年3月24日（水）午後1時30分

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする役務の名称及び数量

北海道立林産試験場庁舎等清掃業務 一式

イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

エ 履 行 場 所 北海道旭川市西神楽1線10号 北海道立林産試験場庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 旭川市、深川市又は美瑛町に本社、支社又は営業所等営業拠点を有していること。

エ 当該地域の営業拠点において清掃員を常時20名以上雇用していること。

オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、2の(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、2の(2)のウからオまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申 請 の 時 期 平成16年2月27日（金）から3月12日（金）まで

(イ) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 071 - 0198 北海道旭川市西神楽1線10号
北海道立林産試験場総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所 1の(4)に同じ。

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道旭川市西神楽1線10号 北海道立林産試験場講堂

イ 入 札 日 時 平成16年3月24日（水）午後2時30分

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

3 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

4 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 1の(4)に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

5 郵便等による入札

郵便等、電報又は電子による入札は、認めない。

6 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

7 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、最低制限価格を設定しており、当該価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

8 契約書作成の要否

要

9 そ の 他

- (1) 開札の時に、1の(2)、2の(2)それぞれに規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名 称 北海道立林産試験場総務部総務課
 - イ 所 在 地 郵便番号 071 - 0198 北海道旭川市西神楽1線10号
電話番号 0166 - 75 - 4233 内線 331
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道立北方建築総合研究所
告 示

北海道立北方建築総合研究所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月27日

北海道立北方建築総合研究所長 辻 博 司

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
 - ア 北海道立北方建築総合研究所庁舎清掃業務 一式
 - イ 北海道立北方建築総合研究所庁舎警備業務 一式
 - ウ 北海道立北方建築総合研究所冷暖房機器等運転・保守管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
北海道立北方建築総合研究所庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 1の(1)のアにあっては、平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 1の(1)のイにあっては、平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (3) 1の(1)のウにあっては、平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
- (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (5) 1の(1)のアにあっては、上川支庁管内に本社又は営業所等の拠点を有し、そこに清掃員を常時20名以上雇用していること。
- (6) 1の(1)のイにあっては、旭川市内に本社又は営業所等の拠点を有し、そこに警備員を常時20名以上雇用していること。
- (7) 1の(1)のウにあっては、旭川市内に本社又は営業所等の拠点を有し、そこに1級ボイラー技師を3名以上及びボイラー整備士を2名以上常時雇用していること。
- (8) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(5)から(8)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年2月27日から平成16年3月12日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078 - 8801
北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課

(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
北海道立北方建築総合研究所多目的ホール

(2) 入札日時 1の(1)のア 平成16年3月24日（水）午前10時
同 イ 同 午前10時30分
同 ウ 同 午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 最低制限価格 設定している。

10 落札者の決定方法 財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているため、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者とする。

11 契約書の作成の要否 要

12 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課
イ 所在地 郵便番号 078 - 8801
北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
電話番号 0166 - 66 - 4211 内線 221

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年2月27日

北海道教育委員会教育長 相馬 秋夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
道立学校校内LAN構築に係るシステムインテグレーション業務 53校
- 2 落札者を決定した日
平成16年2月4日
- 3 落札者の指名及び住所
(1) 氏名 東日本電信電話株式会社
(2) 住所 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 4 落札金額
32,277,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成15年北海道教育委員会教育長告示第14号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁生涯学習部高校教育課
(2) 所在地 郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-231-4111 内線 35-718

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月27日

北海道教育庁石狩教育局長 大内 主計

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする役務の名称及び数量
ア 警備業務委託
(ア) 道立学校警備業務委託（石狩支庁南部地区） 一式
委託対象校 札幌東高等学校、札幌啓成高等学校、札幌白石高等学校、札幌厚別高等学校、札幌白陵高等学校、札幌東商業高等学校、江別高等学校、野幌高等学校、大麻高等学校、千歳高等学校、千歳北陽高等学校、恵庭南高等学校、恵庭北高等学校、北広島高

等学校、北広島西高等学校、札幌盲学校、札幌養護学校、札幌養護学校共栄分校及び白樺高等養護学校

- (イ) 道立学校警備業務委託（石狩支庁中部地区） 一式
委託対象校 札幌西高等学校、札幌南高等学校、札幌月寒高等学校、札幌手稲高等学校、札幌西陵高等学校、札幌南陵高等学校、札幌真栄高等学校、札幌稲西高等学校、札幌稲北高等学校、札幌稲雲高等学校、札幌平岡高等学校、札幌琴似工業高等学校、有朋高等学校、高等盲学校、真駒内養護学校、星置養護学校及び札幌高等養護学校
- (ウ) 道立学校警備業務委託（石狩支庁北部地区） 一式
委託対象校 札幌北高等学校、札幌北陵高等学校、札幌丘珠高等学校、札幌東陵高等学校、札幌東豊高等学校、札幌篠路高等学校、札幌拓北高等学校、札幌国際情報高等学校、札幌工業高等学校、当別高等学校、石狩翔陽高等学校、石狩南高等学校、浜益高等学校、札幌聾学校、新篠津高等養護学校及び拓北養護学校

イ ボイラー等管理業務委託

- (ア) 道立学校ボイラー等管理業務委託（石狩支庁南部地区） 一式
委託対象校 札幌東高等学校、札幌啓成高等学校、札幌白石高等学校、札幌厚別高等学校、札幌白陵高等学校、札幌東商業高等学校、江別高等学校、野幌高等学校、大麻高等学校、千歳高等学校、千歳北陽高等学校、恵庭南高等学校、恵庭北高等学校、北広島高等学校、北広島西高等学校、札幌盲学校、札幌養護学校、札幌養護学校共栄分校及び白樺高等養護学校
- (イ) 道立学校ボイラー等管理業務委託（石狩支庁中部地区） 一式
委託対象校 札幌西高等学校、札幌南高等学校、札幌月寒高等学校、札幌手稲高等学校、札幌西陵高等学校、札幌南陵高等学校、札幌真栄高等学校、札幌稲西高等学校、札幌稲北高等学校、札幌稲雲高等学校、札幌平岡高等学校、札幌琴似工業高等学校、有朋高等学校、高等盲学校、真駒内養護学校、星置養護学校及び札幌高等養護学校
- (ウ) 道立学校ボイラー等管理業務委託（石狩支庁北部地区） 一式
委託対象校 札幌北高等学校、札幌北陵高等学校、札幌丘珠高等学校、札幌東陵高等学校、札幌東豊高等学校、札幌篠路高等学校、札幌拓北高等学校、札幌国際情報高等学校、札幌工業高等学校、当別高等学校、石狩翔陽高等学校、石狩南高等学校、札幌聾学校、

新篠津高等養護学校及び拓北養護学校

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 ア及びイの委託対象校による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 1の(1)のアにあっては平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を、1の(1)のイにあっては平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 石狩支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。
- (4) 業務に対応できる警備員（石狩管内の施設警備員）を1の(1)のアの(ア)においては30名以上、1の(1)のアの(イ)においては27名以上、1の(1)のアの(ウ)においては26名以上有すること。
- (5) 1の(1)のイの(ア)においては1級技士以上13名以上及び2級技士以上21名以上を含むボイラー技士が52名以上在職していること、1の(1)のイの(イ)においては1級技士以上13名以上及び2級技士以上31名以上を含むボイラー技士が50名以上在職していること、1の(1)のイの(ウ)においては1級技士以上9名以上及び2級技士以上20名以上を含むボイラー技士が43名以上在職していること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期 平成16年2月27日（金）から3月9日（火）まで
イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁赤れんが庁舎2階3号会議室

- (2) 入札日時 1の(1)のアの(ア) 平成16年3月19日（金）午前10時
同 (イ) 同 午前11時
同 (ウ) 同 午後1時
同 イの(ア) 同 午後2時
同 (イ) 同 午後3時
同 (ウ) 同 午後4時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 その他
- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100の分5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、構成員の一部に免税業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁檜山教育局告示

北海道教育庁檜山教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月27日

北海道教育庁檜山教育局長 内 田 幹 秀

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 檜山管内道立学校警備業務委託 一式

委 託 対 象 校 北海道江差高等学校、北海道檜山北高等学校、北海道奥尻高等学校、北海道熊石高等学校、北海道江差南高等学校、北海道ノ国高等学校及び北海道今金高等養護学校

イ 檜山管内道立学校ボイラー等管理業務委託 一式

委 託 対 象 校 北海道江差高等学校、北海道檜山北高等学校、北海道奥尻高等学校、北海道江差南高等学校及び北海道今金高等養護学校

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 ア及びイの委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 1の(1)のアにあっては平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を、イにあっては平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 1の(1)のアにあっては、警備員を常時8名以上雇用していること。

(4) 同 イにあっては、ボイラー技士を常時5名以上（うち少なくとも1級資格者3名以上）、ボイラー取扱技能講習を修了した者と同等以上の資格を有する者を1名以上雇用していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、1の(1)のアにあっては2の(3)、1の(1)のイにあっては2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年2月27日（金）から3月5日（金）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道教育庁檜山教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道檜山合同庁舎講堂 別館4階

(2) 入 札 日 時 平成16年3月15日（月）午前11時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道教育庁檜山教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 最低制限価格
設定している。

10 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。ただし、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない。

11 契約書作成の要否
要

12 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
電話番号 01395 - 2 - 1010 内線 3115

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
平成16年2月27日

北海道教育庁上川教育局長 金丸浩一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 警備業務委託

(ア) 道立学校警備業務委託(旭川東ほか5校) 一式

委託対象校 旭川東高等学校、旭川西高等学校、旭川北高等学校、旭川商業高等学校、旭川盲学校及び旭川聾学校

(イ) 道立学校警備業務委託(旭川南ほか4校) 一式

委託対象校 旭川南高等学校、旭川東栄高等学校、旭川凌雲高等学校、旭川工業高等学校及び旭川農業高等学校

(ウ) 道立学校警備業務委託(東川ほか3校) 一式

委託対象校 東川高等学校、鷹栖高等学校、鷹栖養護学校及び東川養護学校

(エ) 道立学校警備業務委託(美瑛ほか3校) 一式

委託対象校 美瑛高等学校、富良野高等学校、富良野緑峰高等学校及び上富良野高等学校

(オ) 道立学校警備業務委託(士別ほか4校) 一式

委託対象校 士別高等学校、士別商業高等学校、上川高等学校、和寒高等学校及び愛別高等学校

(カ) 道立学校警備業務委託(名寄ほか4校) 一式

委託対象校 名寄高等学校、名寄光凌高等学校、名寄農業高等学校、風連高等学校及び下川商業高等学校

(キ) 道立学校警備業務委託(美深ほか2校) 一式

委託対象校 美深高等学校、中川商業高等学校及び美深高等養護学校

イ ボイラー等管理業務委託

(ア) 道立学校ボイラー等管理業務委託(旭川東ほか5校) 一式

委託対象校 旭川東高等学校、旭川西高等学校、旭川北高等学校、旭川商業高等学校、旭川盲学校及び旭川聾学校

(イ) 道立学校ボイラー等管理業務委託(旭川南ほか4校) 一式

委託対象校 旭川南高等学校、旭川東栄高等学校、旭川凌雲高等学校、旭川工業高等学校及び旭川農業高等学校

(ウ) 道立学校ボイラー等管理業務委託(東川ほか2校) 一式

委託対象校 東川高等学校、鷹栖養護学校及び東川養護学校

(エ) 道立学校ボイラー等管理業務委託(美瑛ほか3校) 一式

委託対象校 美瑛高等学校、富良野高等学校、富良野緑峰高等学校及び上

富良野高等学校

- (オ) 道立学校ボイラー等管理業務委託（土別ほか4校） 一式
委託対象校 土別高等学校、土別商業高等学校、上川高等学校、和寒高等学校及び愛別高等学校
- (カ) 道立学校ボイラー等管理業務委託（名寄ほか4校） 一式
委託対象校 名寄高等学校、名寄光凌高等学校、名寄農業高等学校、風連高等学校及び下川商業高等学校
- (キ) 道立学校ボイラー等管理業務委託（美深ほか2校） 一式
委託対象校 美深高等学校、中川商業高等学校及び美深高等養護学校

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 1の(1)のアにあっては平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を1の(1)のイにあっては平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (4) 上川支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成16年2月27日から3月9日まで
- イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川合同庁舎3階入札室

- (2) 入札日時 1の(1)のアの(ア) 平成16年3月19日（金）午後1時30分
- 同 (イ) 同 午後1時50分
- 同 (ウ) 同 午後2時10分
- 同 (エ) 同 午後2時30分
- 同 (オ) 同 午後2時50分
- 同 (カ) 同 午後3時10分
- 同 (キ) 同 午後3時30分
- 1の(1)のイの(ア) 同 午前9時30分
- 同 (イ) 同 午前9時50分
- 同 (ウ) 同 午前10時10分
- 同 (エ) 同 午前10時30分
- 同 (オ) 同 午前10時50分
- 同 (カ) 同 午前11時10分
- 同 (キ) 同 午前11時30分

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定しているため、最低価格の入札者であっても落札者とならない場合がある。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3118

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月27日

北海道教育庁胆振教育局長 笠 田 能 央

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 胆振管内道立学校警備業務委託（室蘭地区9校） 一式

イ 胆振管内道立学校警備業務委託（胆振西部地区5校） 一式

ウ 胆振管内道立学校警備業務委託（苫小牧地区10校） 一式

エ 胆振管内道立学校ボイラー等管理業務委託（室蘭地区8校） 一式

オ 胆振管内道立学校ボイラー等管理業務委託（胆振西部地区4校） 一式

カ 胆振管内道立学校ボイラー等管理業務委託（苫小牧地区8校） 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履 行 場 所

ア 室蘭栄高等学校、室蘭清水丘高等学校、室蘭東高等学校、室蘭工業高等学校、室蘭商業高等学校、登別高等学校、登別南高等学校、室蘭聾学校及び室蘭養護学校

イ 伊達高等学校、伊達緑丘高等学校、虻田高等学校、豊浦高等学校及び伊達高等養護学校

ウ 苫小牧東高等学校、苫小牧西高等学校、苫小牧南高等学校、苫小牧工業高等学校、苫小牧総合経済高等学校、白老東高等学校、穂別高等学校、追分高等学校、鶴川高等学校及び厚真高等学校

エ 室蘭栄高等学校、室蘭清水丘高等学校、室蘭東高等学校、室蘭工業高等学校、室蘭商業高等学校、登別南高等学校、室蘭聾学校及び室蘭養護学校

オ 伊達高等学校、伊達緑丘高等学校、虻田高等学校及び伊達高等養護学校

カ 苫小牧南高等学校、苫小牧工業高等学校、苫小牧総合経済高等学校、白老東高等学校、穂別高等学校、追分高等学校、鶴川高等学校及び厚真高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 1の(1)のアからウまでに係る分

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 平成16年2月1日現在において、胆振支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

(2) 1の(1)のエからカまでに係る分

ア 平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。

イ 2の(1)のイ及びウに同じ。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年2月27日から3月8日まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町9番11号
北海道教育庁胆振教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- | | |
|----------|--|
| (1) 入札場所 | 北海道室蘭市幸町9番11号
北海道胆振支庁別館4階室蘭土木現業所会議室 |
| (2) 入札日時 | 1の(1)のア 平成16年3月17日(水)午前10時
1の(1)のイ 同 午前10時45分
1の(1)のウ 同 午前11時30分
1の(1)のエ 同 午後1時30分
1の(1)のオ 同 午後2時15分
1の(1)のカ 同 午後3時 |
| (3) 開札場所 | (1)に同じ。 |
| (4) 開札日時 | (2)に同じ。 |
- 6 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 その他
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
イ 所在地 郵便番号 051-8558 北海道室蘭市幸町9番11号
電話番号 0143-22-9131 内線 3117
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁日高教育局告示

北海道教育庁日高教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
平成16年2月27日

北海道教育庁日高教育局長 福田 誠 行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア ボイラー等管理業務委託

(ア) 道立学校ボイラー等管理業務委託(東部地区) 一式

委託対象校 浦河高等学校及び様似高等学校

(イ) 道立学校ボイラー等管理業務委託(中部地区) 一式

委託対象校 静内高等学校、静内農業高等学校及び平取養護学校静内ベテカリの園分校

(ウ) 道立学校ボイラー等管理業務委託(西部地区) 一式

委託対象校 平取高等学校、富川高等学校及び平取養護学校

イ 警備業務委託

(ア) 道立学校警備業務委託（東部地区）
 委 託 対 象 校 浦河高等学校及び様似高等学校

(イ) 道立学校警備業務委託（中部地区）
 委 託 対 象 校 静内高等学校、静内農業高等学校及び平取養護学校静内ペ
 カリの園分校

(ウ) 道立学校警備業務委託（西部地区）
 委 託 対 象 校 平取高等学校、富川高等学校及び平取養護学校

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 1の(1)の(ア)にあっては平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を、1の(1)の(イ)にあっては平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 1の(1)の(ア)の(ア)においてはボイラー技士を常時2名以上（少なくとも1級資格者1名以上、2級資格者1名以上含む。）、代務者を2名以上雇用し、1の(1)の(ア)の(イ)においてはボイラー技士（ボイラー技能講習修了者を含む。）を常時3名以上（少なくとも2級資格者1名以上含む。）、代務者を3名以上雇用し、1の(1)の(ア)の(ウ)においてはボイラー技士（ボイラー技能講習修了者を含む。）を常時3名以上（少なくとも1級資格者1名以上、2級資格者1名以上含む。）、代務者を3名以上雇用していること。
- (4) 1の(1)の(イ)の(ア)においては警備員を常時2名以上、代務者を2名以上雇用し、1の(1)の(イ)の(イ)においては警備員を常時3名以上、代務者を3名以上雇用し、1の(1)の(イ)の(ウ)においては警備員を常時3名以上、代務者を3名以上雇用していること。
- (5) 北海道内に事業所を有することとし、日高管内において、当該契約の履行が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、1の(1)の(ア)にあっては2の(3)に掲げる資格を1の(1)の(イ)にあっては2の(4)の資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 ア 申 請 の 時 期 平成16年2月27日（金）から3月5日（金）まで
 イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057 - 8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
 北海道教育庁日高教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局企画総務課

5 入札の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
 北海道日高合同庁舎地下会議室
- (2) 入 札 日 時 1の(1)の(ア)の(ア) 平成16年3月17日（水）午前10時30分
 同 (イ) 同 午前11時
 同 (ウ) 同 午前11時30分
 同 (イ)の(ア) 同 午後1時
 同 (イ) 同 午後1時30分
 同 (ウ) 同 午後2時

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しており、最低制限価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

11 契約書作成の要否

- 要
12 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道教育庁日高教育局企画総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 057 - 8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
電話番号 01462 - 2 - 2211 内線 3115
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は入札説明書による。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第29号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成16年2月27日

北海道公安委員会委員長 佐野文夫

番 号	型 式 の 概 要				検定番号	検定の有効期間
	検定申請者の氏名又は名称及び所在地	遊技機の種類	遊技機の区分	型式試験番号		
1	タイヨーエリック株式会社 愛知県名古屋西区見寄町125番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C RヌーボーヌーボーN	30104600	第30104600号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間

2	株式会社 平和 群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R・新名画X J	30103700	第30103700号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
3	株式会社 平和 群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R・新名画Y J	30105200	第30105200号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
4	サミー株式会社 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R力道山FN	30101900	第30101900号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
5	サミー株式会社 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R力道山HN	30100400	第30100400号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
6	マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R純次MX	30102600	第30102600号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
7	マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R純次FX	30105100	第30105100号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
8	マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R純次M	30107300	第30107300号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
9	株式会社メーシー販売 沖縄県宜野湾市真志喜2丁目13番10号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C Rがんばれ桃太郎Z	30102400	第30102400号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
10	山佐株式会社 岡山県新見市高尾362番地の1	回胴式遊技機	規則第6条第2号	テンカフブ	34103200	第34103200号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
11	奥村遊機株式会社 愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C RモノコパーティES	30104500	第30104500号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
12	奥村遊機株式会社 愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C RモノコパーティT3S	30102300	第30102300号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
13	株式会社 藤商事 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	回胴式遊技機	規則第6条第2号	アレキング	34098700	第34098700号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
14	株式会社 藤商事 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	回胴式遊技機	規則第6条第2号	アレキングB	34100700	第34100700号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
15	株式会社 藤商事 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R慕れん坊将軍Z	30105400	第30105400号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
16	株式会社 藤商事 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R慕れん坊将軍W	30106100	第30106100号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
17	株式会社エース電研 東京都台東区東上野三丁目12番9号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R熱湯ルーレット RX	30104400	第30104400号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
18	株式会社エース電研 東京都台東区東上野三丁目12番9号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R熱湯ルーレット FX	30106400	第30106400号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
19	株式会社六一商会 愛知県名古屋市中村区鶴舞町一丁目22番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C Rレレレにおまかせ!	31102900	第31102900号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
20	株式会社六一商会 愛知県名古屋市中村区鶴舞町一丁目22番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	レレレにおまかせ! EX	31099800	第31099800号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
21	株式会社ソフィア 群馬県桐生市境野町七丁目201番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R花満開極VS	30100200	第30100200号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
22	株式会社ソフィア 群馬県桐生市境野町七丁目201番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R花満開極GS	30104800	第30104800号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
23	株式会社ソフィア 群馬県桐生市境野町七丁目201番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C R花満開極X	30105300	第30105300号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
24	株式会社 三共 群馬県桐生市境野町六丁目460番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	アクアバラダイスDX	31105600	第31105600号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
25	株式会社 三共 群馬県桐生市境野町六丁目460番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C RフィーバークリムソフィアG29	30106800	第30106800号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間
26	株式会社 三共 群馬県桐生市境野町六丁目460番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	C RフィーバークリアンMX	30104700	第30104700号 公示の日（平成16年2月27日）から3年間

27	株式会社 三共 群馬県桐生市境野町六丁目460番地	ばちんこ 遊技機	規則第6条 第1号イ	CRアクアパラダイスGP	31107400	第31107400号	公示の日（平成16年2月27日）から3年間
28	株式会社 三共 群馬県桐生市境野町六丁目460番地	ばちんこ 遊技機	規則第6条 第1号イ	CRフィーバーアクアナインJX	30109200	第30109200号	公示の日（平成16年2月27日）から3年間
29	株式会社高尾 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地	ばちんこ 遊技機	規則第6条 第1号イ	CREピンチュア	30104100	第30104100号	公示の日（平成16年2月27日）から3年間
30	株式会社高尾 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地	ばちんこ 遊技機	規則第6条 第1号イ	CREピンチュY	30099200	第30099200号	公示の日（平成16年2月27日）から3年間
31	サミー株式会社 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	ばちんこ 遊技機	規則第6条 第1号イ	CR力道山ST	30103800	第30103800号	公示の日（平成16年2月27日）から3年間